

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

| | | | |
|------|--|----|---|
| 提出形式 | 議案・諮問・承認・認定・ 同意 ・報告 | 番号 | 3 |
| 提出時期 | 令和 2 年 6 月 (定例会 ・臨時会) | | |
| 案件名 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について【小峰栄良氏】 | | |
| 要 旨 | <p>【同意理由】 固定資産評価審査委員会委員が令和 2 年 7 月 18 日をもって任期満了となるため、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を得るものであります。</p> <p>【具体的な内容】 固定資産評価審査委員会は、地方税法第 423 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する機関であり、中立的・専門的な第三者機関であります。 なお、任期は 1 期 3 年であり、令和 2 年 7 月 19 日から令和 5 年 7 月 18 日までとなります。</p> <p>【その他】 今定例会にて同意を得られれば令和 2 年 7 月 19 日付けにて選任する予定です。</p> | | |
| 担当課 | 総務課 | | |

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

| | | | |
|------|--|----|---|
| 提出形式 | 議案・諮問・承認・認定・ 同意 ・報告 | 番号 | 4 |
| 提出時期 | 令和 2 年 6 月 (定例会 ・臨時会) | | |
| 案件名 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について【金澤正人氏】 | | |
| 要 旨 | <p>【同意理由】 固定資産評価審査委員会委員が令和 2 年 7 月 18 日をもって任期満了となるため、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を得るものであります。</p> <p>【具体的な内容】 固定資産評価審査委員会は、地方税法第 423 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する機関であり、中立的・専門的な第三者機関であります。 なお、任期は 1 期 3 年であり、令和 2 年 7 月 19 日から令和 5 年 7 月 18 日までとなります。</p> <p>【その他】 今定例会にて同意を得られれば令和 2 年 7 月 19 日付けにて選任する予定です。</p> | | |
| 担当課 | 総務課 | | |

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

| | | | |
|------|--|----|---|
| 提出形式 | 議案・諮問・承認・認定・ 同意 ・報告 | 番号 | 2 |
| 提出時期 | 令和 2 年 6 月 (定例会 ・臨時会) | | |
| 案件名 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について【藤田主計氏】 | | |
| 要 旨 | <p>【同意理由】 前固定資産評価審査委員会委員が令和 2 年 2 月 17 日をもって退任したため、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を得るものであります。</p> <p>【具体的な内容】 固定資産評価審査委員会は、地方税法第 423 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する機関であり、中立的・専門的な第三者機関であります。 なお、任期は 1 期 3 年であり、令和 2 年 7 月 19 日から令和 5 年 7 月 18 日までとなります。</p> <p>【その他】 今定例会にて同意を得られれば令和 2 年 7 月 19 日付けにて選任する予定です。</p> | | |
| 担当課 | 総務課 | | |